

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和6年12月18日

京都市長 松井孝治

1 届出者の氏名及び住所

J R西日本京都S C開発株式会社

代表取締役社長 森本 卓壽

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都ポルタ

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 10時 閉店時刻 21時	開店時刻 11時 閉店時刻 20時30分

(3) 変更年月日

令和6年11月30日

3 届出年月日

令和6年11月29日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 期間

令和6年12月18日(水)から令和7年4月18日(金)まで(京都市の休日
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 提出期限

令和7年4月18日(金)

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)